



1枚に切り取る医療界の2週間

Medical management support by astellas

2020年3月23日号

## 厚生労働省が診療に関する留意点を示す ～新型コロナウイルス感染症対策

《背景》 厚生労働省は、発熱や上気道症状を有するなど新型コロナウイルス感染症が疑われる患者が来院した際の診療に関する留意点について、都道府県などに連絡し、医療機関など関係者への周知を求めた。

《解説》 留意点は、地域の各医療機関に共通する感染予防策とともに、新型コロナウイルス感染症患者および感染が疑われる者を診察する際の感染予防策を示したものです。全ての患者の診療において、標準予防策であるサージカルマスクの着用と手指衛生の励行を徹底するとし、ウイルスの感染症患者と感染疑い者については、飛沫予防策と接触予防策も講じるよう求めています。また、留意点で示された感染予防策を適切に講じていれば、原則として、診察した患者が感染症患者であることが後に判明した場合であっても、濃厚接触者には該当しないとの見解も示しました。

### ◎診療に関する留意点の概要

#### 医療機関の感染予防策

全ての患者

- 全ての患者の診療において、**標準予防策であるサージカルマスクの着用と手指衛生の励行を徹底する。**
- 患者が発熱や上気道症状を有する等の場合でも、検体の採取やエアロゾルが発生する可能性のある手技を実施しないときは、**標準予防策**の徹底で差し支えない。

原則として、診察した患者が新型コロナウイルス感染症であることが後に判明した場合でも、これらの感染予防策を適切に講じていれば、濃厚接触者には該当しない。

感染患者  
疑われる者も含む

- ①標準予防策に加え、飛沫予防策と接触予防策を講じる。
- ②患者の鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等、眼の防護具(ゴーグルかフェイスシールド)、ガウン、手袋を装着する。
- ③エアロゾルが発生する可能性のある手技(例えば、気道吸引、下気道検体採取等)を実施する場合は、②の装備の上、マスクについてはN95マスクまたはそれに準じるDS2などのマスクを使用する。
- ④上記の感染予防策が困難な場合は、最寄りの「帰国者・接触者外来」に患者を紹介する。
- ⑤基本的にシューズカバーをする必要はない。
- ⑥个人防护具の着用中または脱衣時に、眼・鼻・口の粘膜を触れないよう注意し、着脱の前後で手指消毒を実施する。

《発行》

アステラス製薬株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

医療総研株式会社 (担当: 田中 勝志)

東京都文京区後楽2-3-4 第二松屋ビル 〒112-0004  
TEL. 03-3817-8867